

平成22年度総合精度管理調査実施要綱

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく健康診断は、疾病を早期に発見するにとどまらず、健康状態を的確に把握し、その健康情報を保健指導や作業管理、作業環境管理にフィードバックすることにより、働く人たちの健康を保持し、常に健康で快適に働けるようにすることを目的としている。健康診断の結果は、事業場における労働衛生管理を推進するうえで極めて重要な情報であり、その信頼性を高めることが必要である。

このため、健康診断を実施している健康診断施設等を対象に受診者の健康状態を把握するために必要な各種検査が適正に実施されるよう総合的な精度管理調査を実施し、優良な健康診断施設の育成を図るものとする。

2 実施者

社団法人 全国労働衛生団体連合会

3 協賛

社団法人 日本医師会、中央労働災害防止協会

4 対象施設

対象施設は、病院・診療所開設許可を受け、または開設届を出している施設（以下「健康診断施設」という。）及び検体検査を受託している施設（以下「登録衛生検査所」という。）であって、本精度管理調査への参加を申し出た施設とする。

5 精度管理調査の種類

(1) 労働衛生検査に関する精度管理調査

鉛健康診断又は有機溶剤健康診断を実施している健康診断施設及び登録衛生検査所を対象に、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸、尿中の有機溶剤に係る代謝物等の生体試料のブラインド・サンプルを送付し、各施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(2) 臨床検査に関する精度管理調査

臨床検査を実施している健康診断施設及び登録衛生検査所に対し、生化学検査（12項目）、血液学的検査（6項目）、尿検査（3項目）の生体試料のブラインド・サンプルを送付し、各施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(3) 胸部エックス線検査に関する精度管理調査

健康診断施設で撮影した胸部エックス線写真を提出してもらい、当該写真の撮影技術（現像、画像処理条件も含めた総合技術）及び読影技術について評価する。

(4) 付帯事項及び内部精度管理等の調査

(1)～(3)に関する精度管理調査に関し必要な付帯事項については別途文書報告による調査を実施する。また、調査各施設における内部精度管理等に関する状況を把握するための調査も併せて実施する。

(5) 各種検査に係る精度管理調査の実施細目

労働衛生検査、臨床検査、胸部エックス線検査に係る実施要領は別に定める。

6 精度管理調査参加方法

総合精度管理調査に参加する施設は、労働衛生検査、臨床検査、エックス線写真に関する精度管理のすべてに参加することを原則とする。

ただし、労働安全衛生法に定める特殊健康診断を実施しない健康診断施設、労働衛生検査に係る受託分析をしない登録衛生検査所、及びエックス線写真撮影を行わない登録衛生検査所については、当該検査に係る精度管理に参加しないことができる。

なお、労働衛生検査、臨床検査の一部または全部を外部の登録検査施設に分析委託する施設に対する精度管理調査の細目は別に定める。

7 精度管理実施体制の充実

(1) 労働衛生検査、臨床検査に係る精度管理業務責任者等に対する研修

各施設における日常の精度管理を充実させるため、労働衛生検査、臨床検査に係る精度管理業務責任者等（検体検査実務担当者を含む。）に対する研修を実施する。

なお、精度管理調査結果の成績が一定のレベルに達していない施設には、業務責任者の参加を要請する。

また、検体検査を外部委託する施設にあっても精度管理業務責任者を選任することとされていることから自施設で検体検査を実施する場合と同様参加を呼びかける。

(2) 胸部エックス線検査に係る医師、診療放射線技師に対する研修

より精度の高いエックス線写真を読影に供するため、医師、診療放射線技師を対象とした研修を実施する。

なお、エックス線写真の撮影技術についての評価が一定のレベルに達していない施設に対しては、研修参加を要請する。

8 参加施設の成績の公表

総合精度管理調査に参加した健康診断施設については、成績を公表する。

9 参加費用

総合精度管理調査参加費用として、次の登録料及び労働衛生検査、臨床検査、エックス線写真に係る精度管理調査実施要領で定める費用を納付するものとする。

	全衛連会員	非会員
登録料	—	50,000円

平成22年度労働衛生検査精度管理調査実施要領

1 目的

本調査は、各施設が実施する鉛及び有機溶剤業務従事者の特殊健康診断に係る代謝物等の検査精度を確認するとともに、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い優良な健康診断施設及び外部受託検査施設を育成することを目的とする。

2 対象施設

鉛・有機溶剤に係る特殊健康診断を実施する健康診断施設及び外部受託検査施設

3 調査の対象項目

1. 血中鉛
2. 尿中デルタアミノレブリン酸
3. 尿中馬尿酸
4. 尿中メチル馬尿酸
5. 尿中マンデル酸
6. 尿中総三塩化物
7. 尿中三塩化酢酸
8. 尿中2,5-ヘキサンジオン

4. 実施方法

精度管理試料（ブラインド・サンプル）を参加施設に送付し、測定結果を回収して測定値の精度を評価する。ただし、全ての検査項目を外注している施設に対してはブラインド・サンプルを送付しない。

(1) 検査項目及び送付試料数

- | | |
|--|------|
| ①血中鉛量測定用 | 6 試料 |
| ②尿中デルタアミノレブリン酸量測定用 | 6 試料 |
| ③尿中馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸量測定用
(注) 馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸は同じ試料に混合。 | 6 試料 |
| ④尿中総三塩化物量測定用
(注) 三塩化酢酸（TCA）、三塩化エタノール（TCE）の混合試料。 | 6 試料 |
| ⑤尿中2,5-ヘキサンジオン量測定用 | 6 試料 |

(2) 実施時期等

- ①試料送付 平成22年12月上旬
- ②報告期限 平成22年11月末日
- ③集計分析 平成23年1月
- ④結果報告 平成23年3月

(3) 結果の報告

ア 測定結果の回答は、全ての検査項目または一部の検査項目について、自施設で測定した結果（一部委託の場合は委託先の結果）を報告する。

イ 全ての検査項目について自施設で測定を行っていない場合は、通常委託している外部受託検査施設の測定結果報告を確認後、所定の様式に記入して報告するものとする。

ウ 全ての検査項目または一部の検査項目について外部受託検査施設に委託している場合には、当該検査項目について、内部精度管理（全衛連の推奨する方法による委託先の精度管理）の実施内容について別に定める様式により報告するものとする。

5 審査基準

別紙「労働衛生検査精度管理試料の評価点数と許容される濃度範囲」により評価する。
なお、評価は労働衛生検査精度管理専門委員会が行う。

6 参加申込期限

平成22年9月末日

7 申込先

(社) 全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5

TEL 03-5442-5934

三田労働基準協会ビル

FAX 03-5442-5937

8 参加費用 (消費税込)

(1) 直接参加 (自施設検査)

50,000円 (非会員60,000円)

(2) 間接参加 (外部委託検査)

10,000円 (非会員20,000円)

9 申込書

申込書は全衛連ホームページよりダウンロードしてください。

平成22年度臨床検査精度管理調査実施要領

1 目的

本調査は、健康診断施設及び登録検査施設が実施する臨床検査の検査精度を確認するとともに、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い優良な健康診断施設及び登録衛生検査所を育成することを目的とする。

2 対象施設

健康診断施設及び登録衛生検査所

3 調査の対象項目

1. 総コレステロール
2. 中性脂肪
3. 尿酸
4. クレアチニン
5. HDLコレステロール
6. LDLコレステロール
7. AST (GOT)
8. ALT (GPT)
9. γ -GT (γ -GTP)
10. 血糖
11. ヘモグロビンA1c
12. 尿糖 (半定量)
13. 尿蛋白 (半定量)
14. 尿潜血 (半定量)
15. ヘモグロビン
16. 赤血球数
17. 白血球数
18. ヘマトクリット
19. 血小板数
20. 平均赤血球容積比 (MCV)

<参考試料>

HDLコレステロール、LDLコレステロール各1試料 (生血清)
血液6項目 (No15~20) の新鮮血液2試料

4 実施方法

ブラインド・サンプルを参加施設に送付し、測定結果を回収した上、測定値の精度を評価する。ただし、参考試料に関しては仮評価とする。

(1) 検査項目及び送付試料数

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| ①総コレステロール、中性脂肪、尿酸、クレアチニン測定用 | 5 試料 |
| ②HDL、LDLコレステロール測定用 | 3 試料 (1 試料生血清) |
| ③AST、ALT、 γ -GT及び血糖測定用 | 5 試料 |
| ④ヘモグロビンA1c 測定用 | 2 試料 |
| ⑤尿糖、尿蛋白、尿潜血定性判定用 | 5 試料 |
| ⑥ヘモグロビン、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット、血小板数測定用 | 4 試料 (2 試料新鮮血液) |

(2) 実施時期等

- ①試料送付 平成23年2月上旬
- ②報告期限 平成23年2月15日
- ③集計分析 平成23年2月~3月
- ④結果報告 平成23年5月

(3) 外部委託施設の取り扱い

生化学関係の項目について自施設では測定せず、全て外部の登録衛生検査所に委託している場合はであっても、試料を全数送付する。

この場合、送付された試料を確認し、尿糖及び尿蛋白(尿潜血)定性判定用等の自施設

で測定する試料を分別した後、外部委託する項目の試料を通常委託している登録衛生検査所に送付して測定させる。

(4) 結果の報告

ア 測定結果の回答は、全ての検査項目または一部の検査項目について、自施設で測定した結果(一部委託の場合は委託先の結果)を報告する。

イ 自施設で測定を行っていない場合は、外部委託する項目の試料を通常委託している登録衛生検査所に送付して測定させ、当該衛生検査所からの測定結果報告を確認後、所定の様式に記入して報告するものとする。

ウ 全ての検査項目または一部の検査項目について登録衛生検査所に委託している場合には、当該検査項目について、内部精度管理(全衛連の推奨する方法による委託先の精度管理)の実施内容について別に定める様式により報告するものとする。

5 審査基準

別紙「臨床検査精度管理調査評価規準一覧」により評価する。

なお、評価は臨床検査精度管理専門委員会が行う。

6 参加申込期限

平成22年11月末日

7 申込先

(社) 全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

TEL 03-5442-5934

FAX 03-5442-5937

8 参加費用(消費税込)

(1) 55,000円(非会員65,000円)

9 申込書

申込書は全衛連ホームページよりダウンロードしてください。

平成22年度胸部エックス線写真精度管理調査実施要領

1 目的

本調査は、各施設が実施するエックス線写真の撮影技術（現像、画像処理技術を含めた総合技術）及び読影技術について評価するとともに、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い優良な健康診断施設を育成することを目的とする。

2 対象施設

健康診断施設

3 調査の対象写真

(1) 直接撮影写真

健康診断のために4月から6月の間に撮影した写真3枚。（異常所見のない健常者(男性)のもの。デジタル撮影装置により撮影した画像についてはフィルムに描出。）

(2) 間接撮影写真

健康診断のために4月から6月の間に50人以上を撮影した連続ロールフィルム1缶

4 写真提出期限

平成22年7月末日

5 審査基準

別紙「胸部エックス線検査の評価基準」により評価する。

(1) 送付された胸部エックス線写真は、エックス線写真審査専門委員会が評価する。

(2) 直接撮影写真の評価は、写真1枚ごとに評価する。

(3) 間接撮影写真の評価は、「1巻の中ほどの3枚（NO. 15. 17. 19）」を評価する。

(4) 参加施設毎の評価結果は、「写真3枚の平均点」とする。

6 審査結果の通知

審査終了後、「評価結果通知書」を年度内に提出写真とともに送付する。

7 評価結果通知後の遵守事項

(1) 審査会より写真を改善するための諸事項を記載した「評価コメント」を表示された施設は、その対応策、結果を「評価コメント・アンケート」に記入し、全衛連事務局に提出すること。

(2) 「要実地指導」の対象と通知された施設は、当年度内において専門委員会委員による「実地指導」を受け入れること。（実地指導費用は、別途実費を負担すること。）

8 参加申込期限

平成22年6月末日

9 申込先

社団法人全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝4丁目4番5号

TEL 03-5442-5934

三田労働基準協会ビル

FAX 03-5442-5937

10 参加費用

(1) 直接写真及び間接写真の参加

35,000円 (非会員51,000円)

(2) 直接写真又は間接写真のみの参加

30,000円 (非会員46,000円)

12 申込書

申込書は全衛連ホームページよりダウンロードしてください。